

# 公益財団法人岡山県市町村振興協会 宝くじ広報助成金交付要綱

改正 平成29年4月1日  
平成24年4月1日  
要綱第5号

## (目的)

**第1条** この要綱は、市町村の明るく住みよいまちづくりを支援するために発売されるサマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじ（以下「市町村振興宝くじ」という。）について、その趣旨の周知及び啓発並びに販売促進を図るため、広報紙等により広報宣伝を行った市町村に対して、費用の一部を広報助成金として交付する手続き、助成額等必要な事項を定めることを目的とする。

## (助成対象)

**第2条** 市町村振興宝くじの発売期間の概ね1か月前から発売期間中において、市町村が定期的に発行する広報紙等に、この法人が提示する市町村振興宝くじの広報素材を掲載した場合で、大きさや掲載ページの如何は問わない。

2 広報紙等への掲載は、何れの市町村振興宝くじについてもそれぞれ個別に行うものとする。

## (交付申請及び請求)

**第3条** 助成金の交付を受けようとする市町村は、交付申請書（様式第1号）及び助成金請求書（様式第2号）を期日までに理事長へ提出しなければならない。

2 申請の期日は、毎年12月末日とする。

3 助成額は、40,000円とし、市町村振興宝くじのいずれか一方のみの広報紙等への掲載の場合は、助成の対象としない。

## (助成金の支払)

**第4条** 助成金は、毎年3月末日までに助成金請求書の指定の口座に振込の方法で支払う。

## (その他)

**第5条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。